共催：東海税理士会 小牧支部

税務法務視点から検証する戦略的贈与
～令和5年度税制改正を含む～

令和５年１１月９日（木）

税理士法人
レディング

税理士法人レディング　代表
税理士･公認会計士　木下勇人

税理士法人レディング　代表社員　木下勇人

愛知県津島市出身。監査法人トーマツ・税理士法人トーマツにて事業承継対策専門部署にて従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。
主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。



代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー



■　税理士法人レディング　基本データ

〒102-0085　東京都千代田区六番町13-1　ハイツ六番町501
TEL：03-6265-4903　　FAX：　03-6265-4904
URL：https://www.leding.or.jp　Email：info@leding.or.jp

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人レディング　概要

2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。代表社員木下勇人の主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。2021年6月東京事務所を四ツ谷（麹町支部へ転籍）へ移転し、同日に木村英幸税理士を代表社員として迎え入れ、つくば支店を開設。相続・事業承継・M&Aに対応する事務所となるべく、全国の税理士先生との連携を進めてまいります。



代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー



代表社員：木村　英幸

税理士
行政書士

■　税理士法人レディング　基本データ

■東京事務所（他に名古屋事務所、つくば事務所あり）
〒102-0085　東京都千代田区六番町1-13-1　ハイツ六番町501
TEL：03-6265-4903　　FAX：03-6265-4904
URL：https://www.leding.or.jp　Email：info@leding.or.jp

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

公式LINEのご案内
「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」

税理士法人レディングでは公式LINE「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」にて、相続・事業承継に関する情報やセミナー等のご案内をさせていただいております。

～こんな情報をお届けします！～

- 相続・事業承継に関する実務家向け情報
- 税理士法人レディング主催のセミナー情報
- その他のお役立ち情報

実務に
役立つ情報を
お届けします！

こちらからご登録をお願いいたします⇒

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

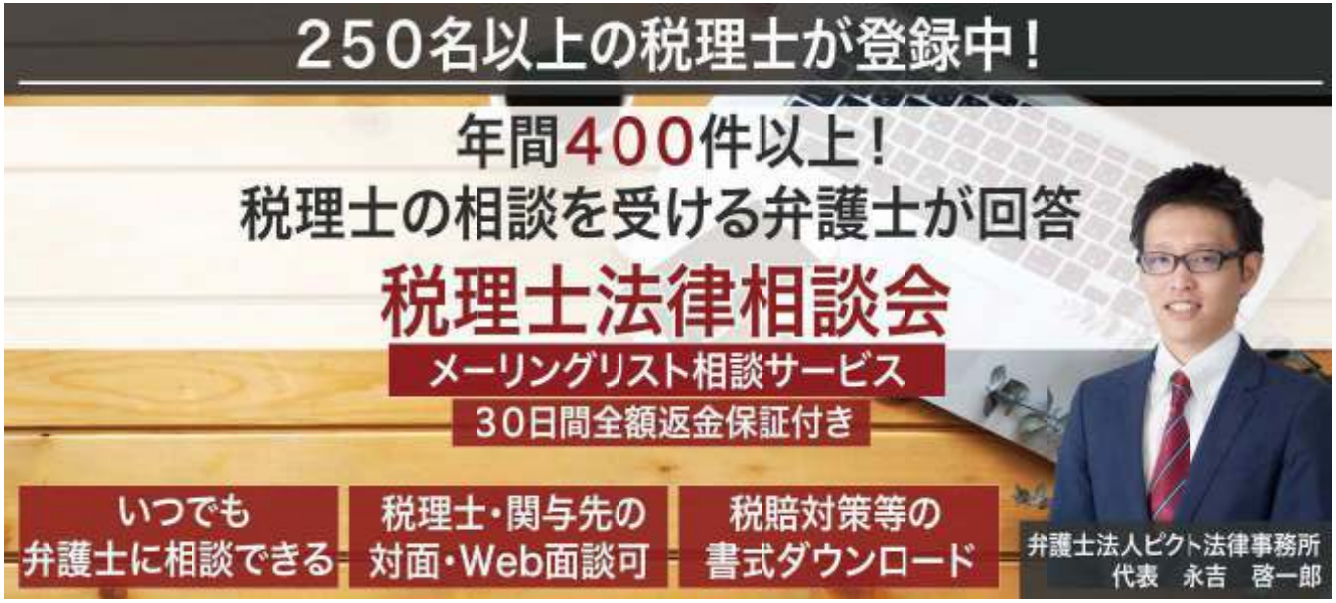
税理士法人レディング

弁護士法人ピクト法律事務所
「税理士法律相談会」

相続・事業承継分野などを含めて、税理士法人レディングをサポートしていただいている弁護士　永吉啓一郎氏の月額1万円の税理士向け法律相談サービスです。

税務と法務のクロスオーバーする領域に定評があり、かつ税務訴訟や税理士賠償責任などにも精通している弁護士は、永吉弁護士以外に知りません。

税理士事務所の経営に必須のサービスですので、ご紹介します。



詳細は
「税理士法律相談会」
で検索

～永吉弁護士の主な著書～



Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

生前贈与とその他の対策との関係整理

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続・事業承継対策の基本（生前贈与はドコ？）

税理士法人 レディング

・**相続対策**
・**事業承継対策**
クライアント毎への当てはめ

３．節税対策

２．納税資金対策
分割調整資金対策

１．「争続」対策

０．認知症リスク

感情論

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

生前贈与概要
（主に民法）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文確認（贈与契約）

民法549条（贈与）
贈与は、**当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示**し、**相手方が受諾をする**ことによって、その効力を生ずる。

★要件事実
①　財産を無償で与える意思表示
→　贈与者が認知症だったら？
→　課税庁＆親族に対して、認知症でないことをどう主張する？
→　疎明資料を可能な限り用意する

②　①を受諾する意思表示
→　課税庁に対して、②をどう主張するか？
（税務調査（相続）で名義預金として指摘されるのは②がないから）
→　疎明資料を可能な限り用意する

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文確認（意思能力）

民法３条の２
法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

☑ 祖父（重度の認知症）が長男側の孫（20歳）へ現金110万円を贈与するケース

→ 贈与者（祖父）が孫（受贈者）に現金110万円を無償（タダ）であたえる意思表示が必要

→ 長男が父親のキャッシュカードを管理しており、複数回に分けて110万円を出金し、これを孫の口座へ入金し、形式的に祖父から孫へ贈与した「ことにする」というもの

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

法律行為の無効が及ぼす具体的な影響場面（再掲）

（１）　身分行為（結婚・離婚・養子縁組・養子離縁等）
（２）　遺言（自筆証書・公正証書等）の作成・書換
（３）　預貯金の入手金手続
（４）　証券会社の売買指示
（５）　生命保険契約関係
　　（新規契約の締結、既存契約の契約内容変更、保険金請求等）
（６）　贈与契約（現金、不動産、自社株等）
（７）　自社株売却（M&A、関連法人等）
（８）　不動産関連行為（売買、建築、建替、管理等）
（９）（収益物件の購入・建築に伴う）金銭消費貸借契約
（１０）議決権行使（株主総会・取締役会等）
（１１）信託契約（生産緑地は保全不可）、任意後見契約
（１２）遺産分割協議
（１３）相続放棄
　etc

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

■受贈者が未成年者の場合
（2022年4月1日以降は18歳以上が成年）

（親権者）

第818条　成年に達しない子は、父母の親権に服する。

２　子が養子であるときは、養親の親権に服する。

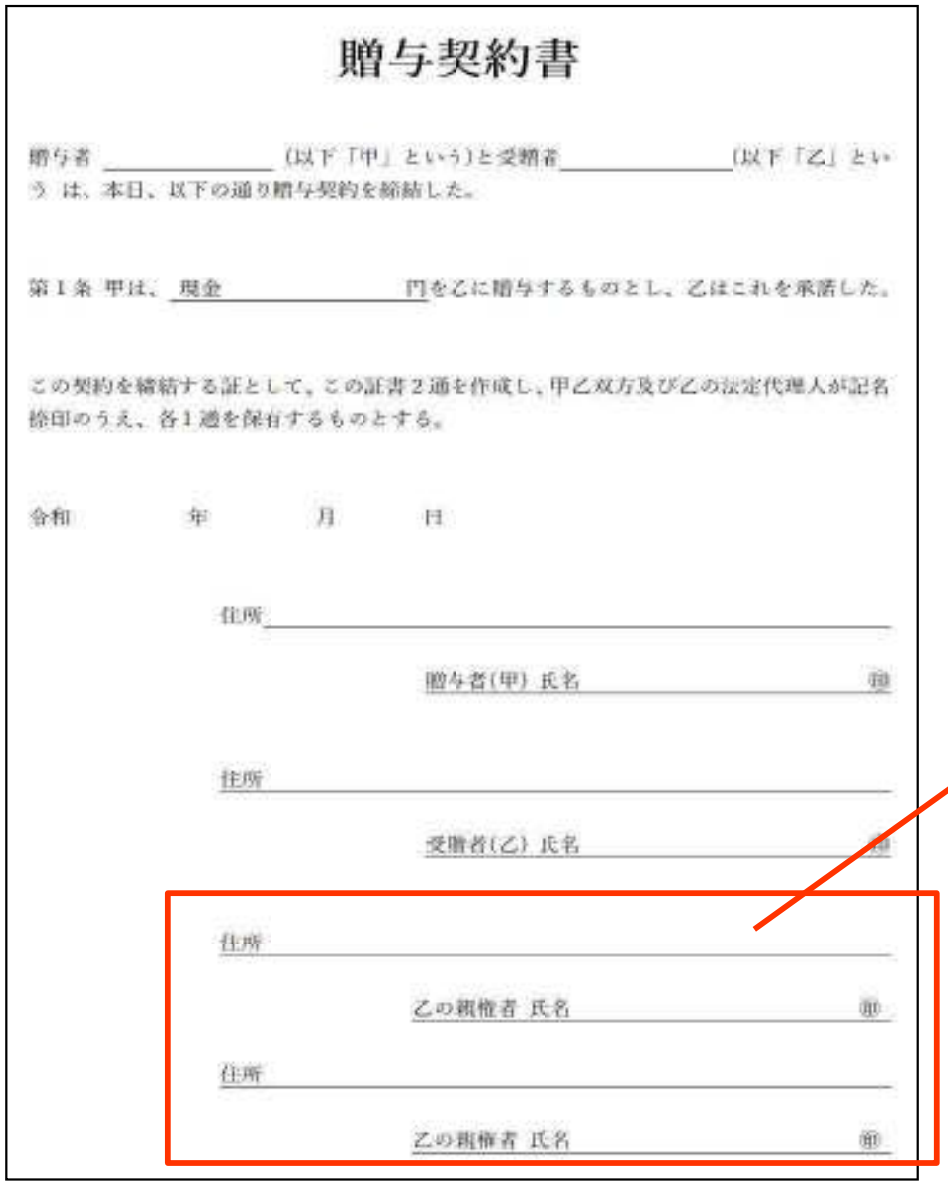
３　**親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。**
ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、
他の一方が行う。

（財産の管理及び代表）

第824条　親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

祖父から孫（未成年者）への贈与



贈与契約書

贈与者＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という）と受贈者＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という）は、本日、以下の通り贈与契約を締結した。

第１条 甲は、現金＿＿＿＿＿＿円を乙に贈与するものとし、乙はこれを承諾した。

この契約を締結する証として、この証書２通を作成し、甲乙双方及び乙の法定代理人が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿

贈与者（甲）氏名＿＿＿＿＿＿㊞

住所＿＿＿＿＿＿

受贈者（乙）氏名＿＿＿＿＿＿㊞

住所＿＿＿＿＿＿

乙の親権者 氏名＿＿＿＿＿＿㊞

住所＿＿＿＿＿＿

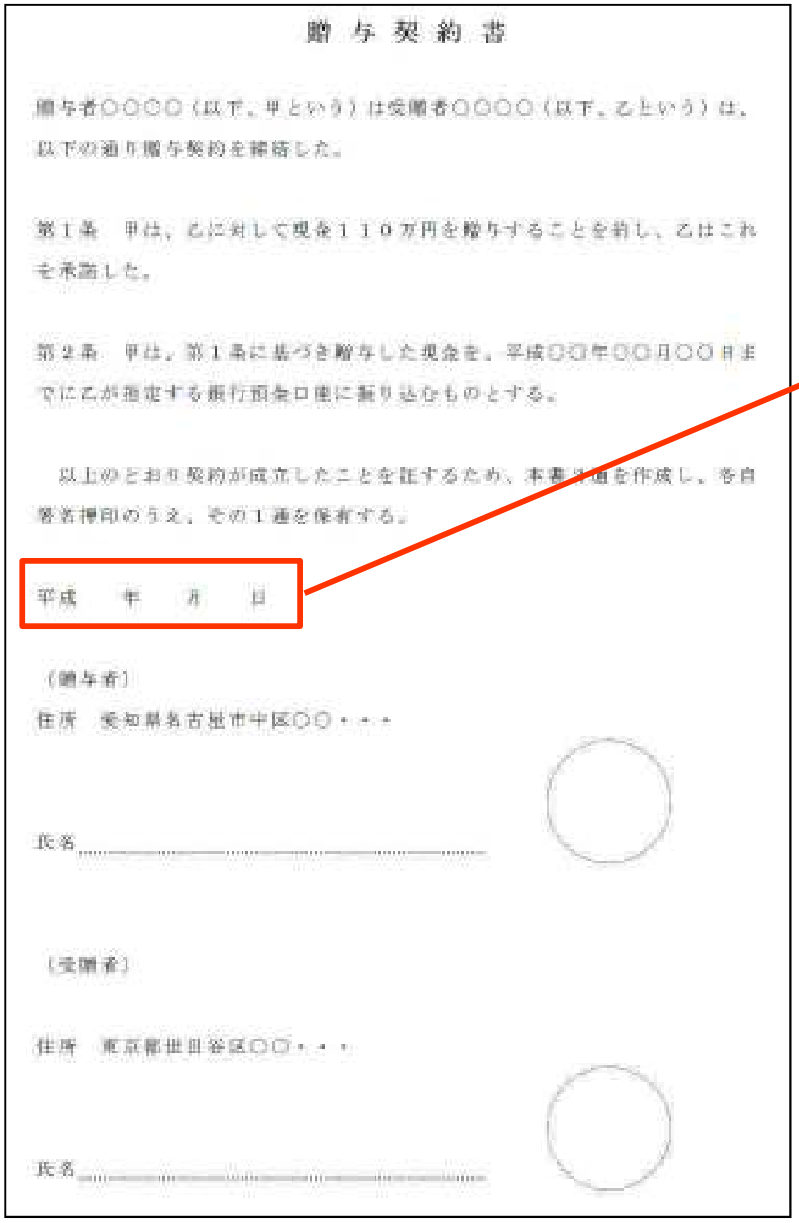
乙の親権者 氏名＿＿＿＿＿＿㊞

受贈者が未成年の場合
→　親権者の同意が必要
→　親権者の同意を得る場合、当該同意は、原則父母が共同して行うこととし、父母の一方に親権を行使できない事由（行方不明や長期不在等）がある場合は、その旨を親権者に表明および保証してもらう必要あり

→　祖父から孫（未成年者）への贈与契約書においては、親権者（父母）が共同して親権を行使（同意）することを証するため、親権者2人の記名押印が必要

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

贈与契約書チェックポイント



贈 与 契 約 書

贈与者○○○○（以下、甲という）は受贈者○○○○（以下、乙という）は、以下の通り贈与契約を締結した。

第１条　甲は、乙に対して現金１１０万円を贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第２条　甲は、第１条に基づき贈与した現金を、平成○○年○○月○○日までに乙が指定する銀行預金口座に振り込むものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書２通を作成し、各自署名押印のうえ、その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

（贈与者）

住所　愛知県名古屋市中区○○・・・

氏名

（受贈者）

住所　東京都世田谷区○○・・・

氏名

日付の信憑性は重要!
→本来は公証役場で確定日付*を取るべきだが・・・
*サンプルは以下



・1通700円必要
・代理人でも確定日付の付与の請求可能
・確定日付の付与は、文書に公証人の
確定日付印を押捺することにより、その文書の
押捺の日付を確定し、その文書がその確定日付
を押捺した日に存在することを証明するもの

つまり・・・

文書の成立や内容の真実性については
なんら公証するものではない！

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

確定日付について

税理士法人 レディング

民法施行法

第五条　証書ハ左ノ場合ニ限リ確定日付アルモノトス
一　公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス
二　登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス
三　私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス
四　確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス
五　官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス
六　郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス
（以下2項以降省略）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

確定日付について

確定日付を取得するためには

1. 私文書であること
2. 文書作成者の署名もしくは記名押印がなされていること
3. 形式上完成している文書であること
4. 私文書の記載内容が法律や公序良俗に反するものであったり，
 無効な事項を記載したものではないこと

などの要件を満たす必要がある。

公証人及び法務局ではこれら事項について一定の範囲での審査がされる。
（登記研究質疑応答595号）


確定日附付与請求書

作名　　確定日付第　　号

証書の日付

署名者の氏名

手数料

右私署証書に確定日附付与の請求をする。

平成　年　月　日

右請求人　住所
　　氏名

法務局　出張所　御中

☑公証役場での取り方
私文書持参　→　700円支払　→　私文書へ押印

☑法務局での取り方
私文書持参　→　収入印紙700円購入
→　**収入印紙を貼付した申請書（右参照）**
→　私文書へ押印

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

民法550条（書面によらない贈与の解除）

書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

民法549条：諾成契約で、それによって財産権移転の効力が生じる。
民法550条：書面によらない贈与は、履行がなされていなければ、いつでも解除でき、目的財産は確定的に移動しない（当事者間では浮動の状態）。

→　贈与によって取得した財産を「課税物件（贈与財産）」と考える贈与税では、財産取得の時期が問題になる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

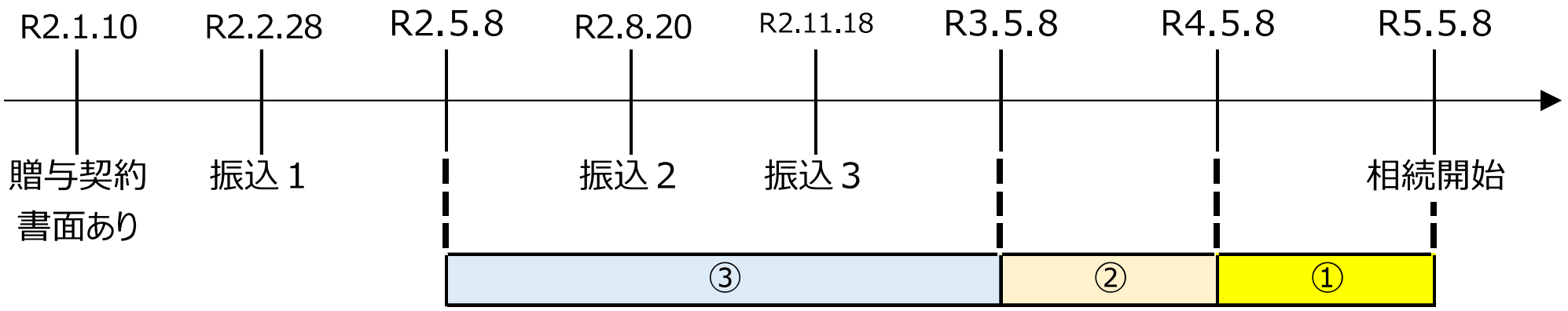
3年内贈与加算に関する失敗事例

■恥ずかしいミス

被相続人（母）には相続人が2人（長男・次男）いる。母の相続開始日は令和５年5月8日であった。令和2年1月10日、実家にて母と長男・次男との間で各々預金300万円の贈与契約が交わされ、契約書も同日に作成した（同日の確定日付あり）。

令和2年12月31日までに3回（2月28日、8月20日、11月18日）に分けて預金を100万円ずつ振込済み（長男・次男は贈与税申告済み）。

遺産分割協議により長男・次男ともに財産を取得し、各々、相続税申告において、3年内贈与加算として2回分（R2.8.20、R2.11.18）の贈与200万円を加算して申告した。



Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

3年内贈与加算に関する失敗事例

■考え方

贈与税の納税義務は、「贈与による財産の取得の時」に成立する（通法15②五）。贈与による財産の取得時期は、贈与契約が口頭か書面かで時期が異なる。そのため、３年内贈与加算に取り込まれる贈与も、贈与による財産取得の時期に影響を受けることになる。

☑通達確認（相続税法基本通達）

(財産取得の時期の原則)
1の3・1の4共－8　相続若しくは遺贈又は**贈与による財産取得の時期**は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。(昭38直審(資)4、昭57直資2－177、平15課資2－1、平17課資2－4改正)

(1) 相続又は遺贈の場合　相続の開始の時(失踪の宣告を相続開始原因とする相続については、民法第31条((失踪の宣告の効力))に規定する期間満了の時又は危難の去りたる時)

(2) **贈与の場合　書面によるもの**については**その契約の効力の発生した時**、**書面によらないもの**については**その履行の時**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

通達確認（相基通1の3・1の4共-9、1の3・1の4共-10 ）

(停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期)
1の3・1の4共－9　次に掲げる停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期は、1の3・1の4共－8にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。(昭57直資2－177改正、平15課資2－1改正)

(1) 停止条件付の遺贈でその条件が遺贈をした者の死亡後に成就するものである場合　その条件が成就した時

(2) 停止条件付の贈与である場合　その条件が成就した時

(農地等の贈与による財産取得の時期)
1の3・1の4共－10　農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))本文の規定による**許可**を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下1の3・1の4共－10においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第7号の規定による**届出**をしてする農地等の贈与に係る取得の時期は、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があったと認められる場合を除き、1の3・1の4共－8及び1の3・1の4共－9にかかわらず、**当該許可があった日**又は**当該届出の効力が生じた日**によるものとする。(昭46直審(資)6、昭57直資2－177改正、平15課資2－1改正、平17課資2－4、平22課資2－12、課審6－15、課評2－22、令元課資2－10改正)

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

通達確認（相基通1の3・1の4共-11）

(財産取得の時期の特例)
1の3・1の4共－11　所有権等の移転の登記又は登録の目的となる財産について1の3・1の4共－8の(2)の取扱いにより贈与の時期を判定する場合において、その贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限り**その登記**又は登録**があった時**に贈与があったものとして取り扱うものとする。ただし、鉱業権の贈与については、鉱業原簿に登録した日に贈与があったものとして取り扱うものとする。(昭57直資2－177改正、平15課資2－1改正)

→　有名な裁判例・裁決例（同一事件）は以下のとおり

«参考判例»
〇受贈者と贈与者の嘱託により作成された公正証書に，不動産を贈与する旨の記載があるとしても，１．所有権移転登記をできない事情が存しなかったこと，２．この公正証書は，将来，本件不動産の所有権移転登記をしても受贈者に贈与税の負担がかからないようにするために作成されたものであることその他本件不動産の使用・管理の状況などからも，この公正証書の記載の時期に贈与があったと認定することはできない。

本件不動産は，所有権移転登記がされたときをもって，贈与があったと見るべきである（平成10年９月11日名古屋地裁判決・平成９年（行ウ）７号，税資238号126頁）。

〇控訴審　平成10年12月25日名古屋高等裁判所判決（同旨棄却）・平成10年（行コ）34号，税資239号1153頁
〇上告審　平成11年６月24日最高裁判所判決（棄却）・平成11年（行ツ）90号，税資243号734頁

«参考裁決»
〇請求人は，公正証書による財産の贈与時期は，本件不動産に係る所有権の移転登記がされた日ではなく，公正証書が作成された日である旨主張する。

しかしながら，①贈与税課税の除斥期間が経過するまで所有権の移転登記がされていないこと，②公正証書の作成目的が租税回避以外の必要性がないこと及び③公正証書の記載内容と異なる行為が行われていることから，当該公正証書は実態を伴わない形式的な文書と認めるのが相当であり，これにより贈与が成立したとは認められない。

したがって，本件不動産の贈与の成立した日は，第三者に対抗するための法律要件が成就した日（所有権移転登記が行われた日）と認めるのが相当であるから，本件決定処分は適法である（平成９年１月29日裁決，裁決事例集№53・381頁）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

参考：贈与税の配偶者控除（平成28年度税制改正）

税理士法人 レディング

財務省担当官による税制改正の解説（平成28年度税制改正）

四　贈与税の配偶者控除の添付書類の見直し

1　改正前の制度の概要

婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用の不動産又は居住用不動産を取得するための金銭を贈与により取得した場合において、次に掲げる場合に該当するときは、これらの居住用不動産をその後も引き続き居住の用に供する見込みであるときに限り、その贈与により財産を取得した年分の贈与税の課税価格から2,000万円までの金額を控除できることとされています（相法21の6）。

① 居住用不動産を贈与により取得した者が、その取得の日の属する年の翌年の３月15日までにその取得した居住用不動産を居住の用に供した場合

② 居住用不動産を取得するための金銭を贈与により取得した者が、その取得の日の属する年の翌年の３月15日までにその金銭により居住用不動産を取得するとともに居住の用に供した場合

なお、この特例の適用を受けるためには、以下の書類を贈与税の申告書に添付して提出することが必要です（旧相規９）。

① 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本

② 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し

③ 居住用不動産の登記事項証明書

2　改正の内容

(1)　贈与税の配偶者控除の適用を受けるための添付書類

上記１のとおり、この特例の適用を受けるためには、居住用不動産を取得した事実を証明するため、その居住用不動産の登記事項証明書を贈与税の申告書に添付する必要があります。しかしながら、この贈与は夫婦間の財産移転であることから所有権の移転登記を行っていない場合や、現行の規定は、所有権の移転登記後の登記事項証明書の添付を求めるものとなっていないことから、前の所有者（贈与者）の名義のままの登記事項証明書が申告書に添付される事案も散見されており、居住用不動産の取得の事実を確認できない場合もありました。

本改正においては、この添付書類について、（いつの時点のものか明らかでない）居住用不動産の登記事項証明書から、所有権の移転登記後の登記事項証明書や贈与契約書等、その居住用不動産を取得したことを証する書類に改められました（相規９二）。

(2)　居住用不動産等の贈与が贈与者の死亡と同年中にあった場合の相続税の添付書類

上記(1)の見直しにあわせて、この添付書類についても同様の改正が行われました（相規１の５②）。

3　適用関係

上記２(1)の改正は、平成28年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、従前どおりとされています（改正相規附則２②）。

上記２(2)の改正は、平成28年１月１日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用され、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、従前どおりとされています（改正相規附則２①）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

3年内贈与加算に関する失敗事例

◆本件の検証

１．母と長男・次男の間で合意は形成されている

２．書面による贈与契約であり、契約日（R5.1.10）に確定日付も存在する

→ 母から長男・次男への贈与は契約日である令和5年1月10日に成立

→ 令和5年5月8日の3年前の応当日（令和2年5月8日）よりも前に、本件贈与契約は成立しているため、3年内贈与加算（相法19）の対象となる贈与なし

＋α　贈与契約書がない場合は？

A.贈与者・受贈者の両者合意　＆　口頭による贈与契約

➡ 贈与の履行（振込）があった時に贈与により財産を取得したことに

➡ 令和２年2月28日　100万円　：加算対象外

令和２年8月20日　100万円　：加算対象

令和２年11月18日　100万円　：加算対象

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文確認（相続税法19条）

（相続開始前三年以内に贈与があつた場合の相続税額）
第十九条　相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前三年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を**取得**したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産（第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三及び第二十一条の四の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（特定贈与財産を除く。）に限る。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第十五条から前条までの規定を適用して算出した金額（当該贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）をもつて、その納付すべき相続税額とする。

２　前項に規定する特定贈与財産とは、第二十一条の六第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与により当該被相続人の配偶者が取得した同項に規定する居住用不動産又は金銭で次の各号に掲げる場合に該当するもののうち、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分をいう。

一　当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき。　同項の規定により控除された金額に相当する部分

二　当該贈与が当該相続の開始の年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）。　同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

3年内贈与加算に関する失敗事例

■ミス防止策
・契約書（確定日付）の有無を確認（対名義預金のエビデンスとしても重要）。
→ 確定日付がない贈与契約書の場合、贈与の事実の認定できる証拠の有無を検証する。

・孫などであっても遺贈や死亡保険金を受け取れば3年内贈与加算の対象であるため注意が必要。
→ 「相続又は遺贈により財産を取得した者」に該当すれば、孫であっても加算対象となる。

・相続開始年における「贈与税の配偶者控除」の場合はさらに注意を要する。
→ 相続開始年に居住用不動産等を配偶者に贈与し、その年中に相続開始した場合、贈与税の配偶者控除があるものとして控除される部分は、相続税の課税価格に加算されず、相続税の対象とはならない。
→ ただし、当該加算しない部分については、贈与税申告が必要となる。要件を満たしていれば、「贈与税の配偶者控除」を適用のうえ、申告を行う。

国税庁タックスアンサー
No.4452　夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4452_qa.htm

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人 レディング

民法551条（贈与者の引渡義務等）

1　贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

2　負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

民法553条（負担付贈与）

負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。

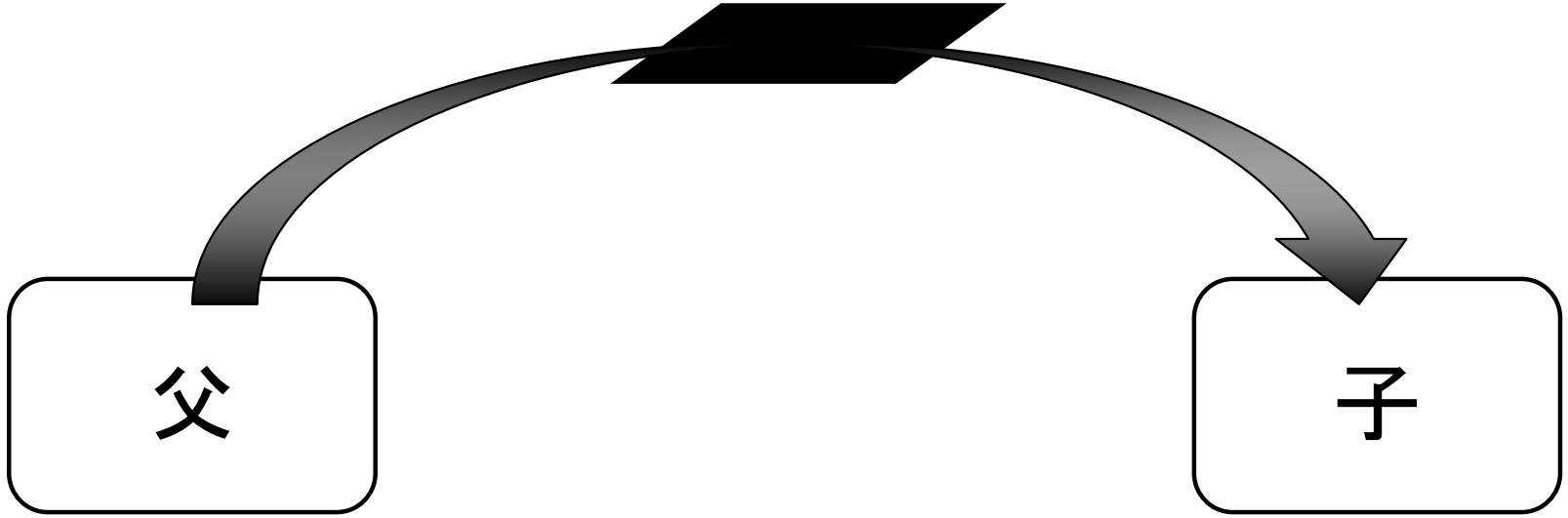
Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

負担付贈与の複眼的視点

土地：
①取得価額：1,000万円
②相続税評価額：5,000万円
③時価：6,000万円

⇔

借入金：
5,000万円



子が父の借入金を負担する代わりに、父から土地を贈与してもらう。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

負担付贈与の整理

土地：　　⇔　　借入金：
①取得価額：1,000万円　　5,000万円
②相続税評価額：5,000万円
③時価：6,000万円

■受贈者側
借入金5,000万円を負担する代わりに時価6,000万円の土地を贈与する。

→　負担付贈与通達の適用となる。

1　土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」という。）のうち、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得したものの価額は、当該取得時における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

ただし、贈与者又は譲渡者が取得又は新築した当該土地等又は当該家屋等に係る取得価額が当該課税時期における通常の取引価額に相当すると認められる場合には、当該取得価額に相当する金額によって評価することができる。

（注）　「取得価額」とは、当該財産の取得に要した金額並びに改良費及び設備費の額の合計額をいい、家屋等については、当該合計金額から、評価基本通達130((償却費の額等の計算))の定めによって計算した当該取得の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額をいう。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

負担付贈与の整理

土地：　　⇔　　借入金：
①取得価額：1,000万円　　5,000万円
②相続税評価額：5,000万円
③時価：6,000万円

■贈与者側
借入金5,000万円を負担する代わりに時価6,000万円の土地を贈与する。

→　負担付贈与における負担が贈与者（資産の譲渡者）に対し経済的利益をもたらす場合は、その経済的利益を収入金額とする「資産の譲渡」に該当する（所法33、36①）。

上記を整理すると・・・
実質贈与（贈与税の課税価格）＝1,000万円
＝時価6,000万円ー借入金5,000万円
実質譲渡対価　＝5,000万円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

負担付贈与の複眼的視点

課税関係：子）

土地の時価6,000万円から借入金5,000万円を控除した額につき父から贈与があったと考え、以下の**贈与税負担（特例税率）**が生じる。

（**6,000万円**（**時価**） － 5,000万円 － 110万円）× 30% － 90万円＝ 177万円

→ 残債のある収益物件贈与も同様のスキームであるが、贈与税が時価で計算されることに注意！

＋α（預り保証金のついた収益建物を贈与する場合）
預り保証金見合いの現金を渡さないと負担付き贈与となるため注意が必要。

課税関係：父）

借入金相当額5,000万円で土地を譲渡したと考え、
以下の**譲渡税（所得税・住民税）**負担が生じる。

（5,000万円 － 1,000万円）× 20.315% ＝ 812.6万円

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

民法554条（死因贈与）

贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

■税法の整理
民法上も遺贈となるため、相続税法上も相続税が課税される。

■死因贈与の撤回は可能か？
１）贈与者死亡前
贈与者は、遺贈の撤回に関する規定が準用されるため、原則として書面の有無にかかわらず撤回をすることが可能（最判S47.5.25）。
一方、負担付死因贈与契約であって、受贈者が負担の全部又はそれに類する程度の履行をした場合は、特段の事情がない限り、撤回ができないと考えられている（最判S57.4.30）。

2)贈与者死亡後
贈与者死亡後、相続人において死因贈与が撤回可能な場合あり。
撤回が可能なのは以下の条件を満たす場合
①「書面によらない贈与」であること
②履行が完了前であること
民法５５０条において、「書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。」と定められ、当該規定は死因贈与においても適用されると考えられているため（東京高判H3.6.27）。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

税理士法人
レディング

民法554条（死因贈与）

贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

■仮登記による権利の保全
死因贈与の目的物を贈与者が生前に他に譲渡した場合、死因贈与の撤回をしたこととなる。
遺贈の撤回に関する規定（民法1022条以下）が準用されるため。

これに対して、死因贈与の内容を実現させたい受贈者は死因贈与の目的物が**不動産**の場合、
生前に予め「始期付所有権移転仮登記（始期贈与者死亡）」をしておく。

■不動産の所有権移転に伴う移転コスト（税金）
贈与税ではなく相続税で処理するが、移転コストという意味では「贈与」として扱われる。
・登録免許税：2%　⇔　（相続人に対する特定遺贈：0.4%）
・不動産取得税：4%（原則）⇔（相続人に対する特定遺贈：非課税）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特別受益の持戻し（民法９０３）

ケース：
父親から長男への住宅取得等資金贈与1,000万円
→　税務的には特例に該当（措法70の2）
→　法務的には単なる贈与契約（民法549）

贈与前における父親保有財産を1.1億円とします。推定位相続人は長男と長女の2名です。贈与後の財産は1億円となります。贈与後1年経過し、父親が他界しました。この場合、遺産分割協議はどのように考えればいいでしょうか。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特別受益の持戻し（民法903）

1億円＋1,000万円（特別受益の持戻し）＝1.1億円
1.1億円　×　1/2（法定相続分）　＝5,500万円
長男：5,500万円　－　1,000万円（特別受益分）
　　＝4,500万円
長女：5,500万円

税務的には3年内贈与加算（相法19）の対象となりません（措法70の2③）が、法務的には特別受益の持戻しの対象となります（民法903①）。もし、父親が特別受益として持戻す意思がない場合には、贈与契約書に「**当該贈与は贈与者の相続開始時に特別受益の持戻し免除とする。**」と記載しておくことで持戻し免除となります（民法903③）。ただし、この場合でも遺留分を害することはできませんので、注意が必要です。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文確認：措法70の2③

（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）
第七十条の二
中略
３　特定受贈者が第一項の規定の適用を受けた場合における相続税法第十九条第一項及び第二十一条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定により」とあるのは、「規定並びに租税特別措置法第七十条の二（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定により」とする。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

特別受益の持戻し（民法903）

（特別受益者の相続分）
第903条　共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。
２　遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
３　被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。
４　婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

（下線は筆者加工）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

民法903条・1044条の比較

	特別受益　※ （民法903）	遺留分算定基礎財産戻し （民法1044）
相続人への贈与	何年でも持ち戻しあり	原則：10年間 例外：双方害意
相続人以外への贈与	原則として持ち戻しなし	原則：1年間 例外：双方害意

※　特別受益の持ち戻し免除（民法903③）なし

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

遺留分算定基礎財産（民法１０４３、１０４４、１０４５）

税理士法人 レディング

ⅰ「被相続人の亡くなった時点で有している財産額」
＋　ⅱ「相続開始前１年間にした贈与の額」
＋　ⅲ「特別受益に当たる贈与については相続開始前１０年間にした当該贈与の額」
＋　ⅳ「不相当な対価をもってした有償行為」
▲　ⅴ「被相続人の債務の額」

ⅰ「被相続人の亡くなった時点で有している財産額」
→　相続開始時点での評価額

ⅱ「相続開始前１年間にした贈与の額」（民法１０４４①）
→　**相続人以外の人**に生前贈与された財産

ⅲ「特別受益に当たる贈与については相続開始前１０年間にした当該贈与の額」
（民法１０４４③）
→　**相続人**の中に、被相続人から婚姻・養子縁組のため、もしくは生計の資本として贈与(特別受益)を受けた者がいる場合（民法903）

ⅳ「不相当な対価をもってした有償行為」（民法１０４５②）
→　低廉譲渡のイメージ

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文確認：民法1043条・104条・1045条

（遺留分を算定するための財産の価額）
第千四十三条　遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に**その贈与した財産の価額**を加えた額から債務の全額を控除した額とする。
２　条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。

第千四十四条　**贈与は、相続開始前の**一年間にしたものに限り、**前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**
２　第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。
３　**相続人に対する贈与**についての第一項の規定の適用については、**同項中「一年」とあるのは「十年」**と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

第千四十五条　負担付贈与がされた場合における第千四十三条第一項に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。
２　不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなす。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文確認：民法1046条

（遺留分侵害額の請求）
第千四十六条　**遺留分権利者及びその承継人は、受遺者**（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）**又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。**
２　遺留分侵害額は、第千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。
一　遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額
二　第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
三　被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

➡ **遺留分の問題＝遺言や相続開始前の財産処分によって最低限の遺産さえ取得できない相続人が出てきた場面**

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

所得税基本通達33-1の6（＋α　38-7の2）

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転）
33-1の6　民法第1046条第１項《遺留分侵害額の請求》の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、**金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産**（当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む。）**の移転があったとき**は、**その履行をした者**は、原則として、**その履行があった時**において**その履行により消滅した債務の額に相当する価額により当該資産を譲渡した**こととなる。（令元課資３－３、課個２－20、課法11－５、課審７－３追加）

（注）当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求をした者が取得した資産の取得費については、38－７の２参照

→　民法の整理　　：**物の直接返還**　　から　**金銭支払**　へ
→　税務上の考え方の変化：**物の返還（相続税の範疇）**から　**代物弁済（譲渡税の範疇）**へ

（遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費）
38－７の２　民法第1046条第１項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは、その履行を受けた者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額により当該資産を取得したこととなる。（令元課資３－３、課個２－20、課法11－５、課審７－３追加）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

所得税基本通達33-1の5（＋α　38-7）

（代償分割による資産の移転）
33-1の5　遺産の代償分割（現物による遺産の分割に代え共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対する債務を負担させる方法により行う遺産の分割をいう。以下同じ。）により負担した債務が資産の移転を要するものである場合において、その履行として当該資産の移転があったときは、その履行をした者は、その履行をした時においてその時の価額により当該資産を譲渡したこととなる。（昭52直資3-14、直所3-22追加）

（注）　代償分割に係る資産の取得費については、38-7参照

（代償分割に係る資産の取得費）
38－7　遺産の代償分割に係る資産の取得費については、次による。
（昭52直資3－14、直所3－22追加）

(1)　代償分割により負担した債務に相当する金額は、当該債務を負担した者が当該代償分割に係る相続により取得した資産の取得費には算入されない。

(2)　代償分割により債務を負担した者から当該債務の履行として取得した資産は、その履行があった時においてその時の価額により取得したこととなる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

国税庁HP　質疑応答事例集（小規模宅地等の特例）

遺留分侵害額の請求に伴い取得した宅地に係る小規模宅地等の特例の適用の可否（令和元年7月1日以後に開始した相続）

【照会要旨】

被相続人甲（令和元年8月1日相続開始）の相続人は、長男乙と長女丙の２名です。乙は甲の遺産のうちＡ宅地（特定居住用宅地等）及びＢ宅地（特定事業用宅地等）を遺贈により取得し、相続税の申告に当たってこれらの宅地について小規模宅地等の特例を適用して期限内に申告しました（小規模宅地等の特例の適用要件はすべて満たしています。）。

その後、丙から遺留分侵害額の請求がなされ、家庭裁判所の調停の結果、乙は丙に対し遺留分侵害額に相当する金銭を支払うこととなりましたが、乙はこれに代えてＢ宅地の所有権を丙に移転させました（移転は相続税の申告期限後に行われました。）。

丙は修正申告の際にＢ宅地について小規模宅地等の特例の適用を受けることができますか。

【回答要旨】

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）による改正により、令和元年７月１日以後に開始した相続から適用される民法第1046条《遺留分侵害額の請求》に規定する遺留分侵害額の請求においては、改正前の遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効力が生じるとされていた（遺贈又は過去の贈与の効力が消滅し、遺贈又は贈与をされていた財産に関する権利が請求者に移転することとされていた）規定が見直され、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じることとされました。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

国税庁HP　質疑応答事例集（小規模宅地等の特例）

遺留分侵害額の請求に伴い取得した宅地に係る小規模宅地等の特例の適用の可否（令和元年7月1日以後に開始した相続）

　照会の場合、遺留分侵害額の請求を受けて乙はＢ宅地の所有権を丙に移転していますが、これは、乙が遺留分侵害額に相当する金銭を支払うために丙に対し遺贈により取得したＢ宅地を譲渡（代物弁済）したものと考えられ、丙はＢ宅地を相続又は遺贈により取得したわけではありませんので、小規模宅地等の特例の適用を受けることはできません。なお、丙は、遺留分侵害額に相当する金銭を取得したものとして、相続税の修正申告をすることになります。

(注)　乙がＢ宅地を遺贈により取得した事実に異動は生じず、また、乙がＢ宅地を保有しなくなったのは相続税の申告期限後であることから、遺留分侵害額の請求を受けてＢ宅地の所有権を丙に移転させたとしても、乙はＢ宅地についての小規模宅地等の特例の適用を受けることができなくなるということはありません。なお、乙は、遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したことにより、これが生じたことを知った日の翌日から４月以内に、更正の請求をすることができます。

【関係法令通達】
相続税法第31条、第32条
租税特別措置法第69条の4
所得税基本通達33－1の6
民法第1046条

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

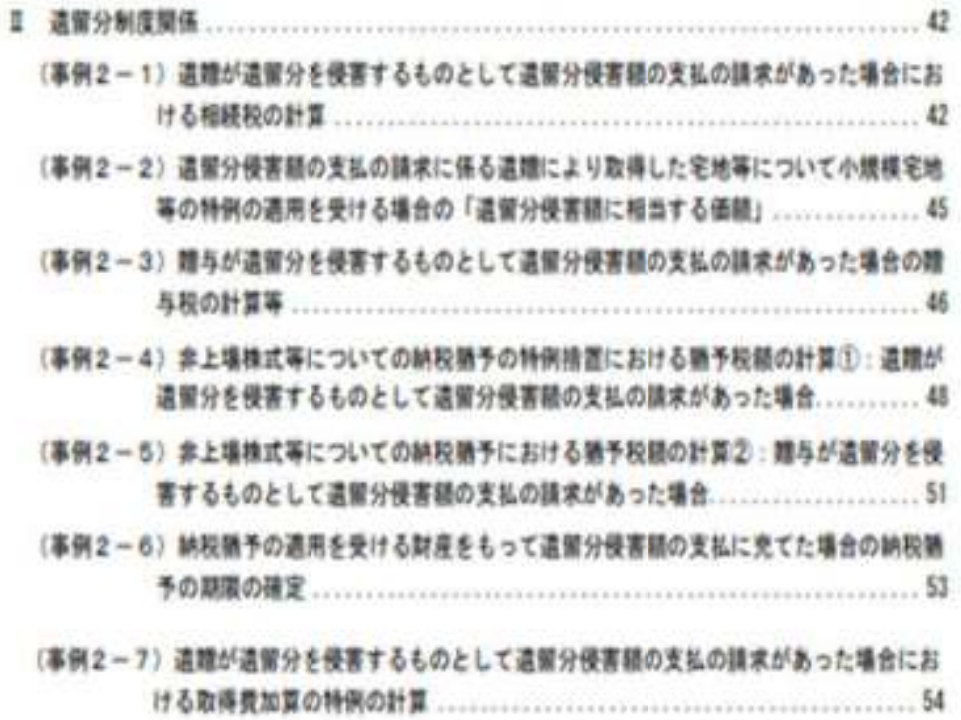
国税庁HPより（民法改正関係情報）



資産課税課情報	第17号	令和2年7月7日	国税庁 資産課税課

相続税及び贈与税等に関する質疑応答事例（民法（相続法）改正関係）について（情報）

配偶者居住権関係（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例関係）及び遺留分制度関係を中心に質疑応答事例を取りまとめたので、執務の参考として送付する。
なお、質疑応答事例は、令和2年4月1日現在の法令に基づくものである。



Ⅱ 遺留分制度関係 …… 42
（事例2－1）遺贈が遺留分を侵害するものとして遺留分侵害額の支払の請求があった場合における相続税の計算 …… 42
（事例2－2）遺留分侵害額の支払の請求に係る遺贈により取得した宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合の「遺留分侵害額に相当する価額」 …… 45
（事例2－3）贈与が遺留分を侵害するものとして遺留分侵害額の支払の請求があった場合の贈与税の計算等 …… 46
（事例2－4）非上場株式等についての納税猶予の特例措置における猶予税額の計算①：遺贈が遺留分を侵害するものとして遺留分侵害額の支払の請求があった場合 …… 48
（事例2－5）非上場株式等についての納税猶予における猶予税額の計算②：贈与が遺留分を侵害するものとして遺留分侵害額の支払の請求があった場合 …… 51
（事例2－6）納税猶予の適用を受ける財産をもって遺留分侵害額の支払に充てた場合の納税猶予の期限の確定 …… 53
（事例2－7）遺贈が遺留分を侵害するものとして遺留分侵害額の支払の請求があった場合における取得費加算の特例の計算 …… 54

出典：https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/pdf/0020007-054_01.pdf

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

令和５年度税制改正
～暦年課税制度の加算期間の見直し～

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度の生前贈与の加算期間の見直し

税理士法人 レディング

与党令和5年度税制改正大綱　P42　二　資産課税　（２）

(2) 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について、次の見直しを行う。

① 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前７年以内（現行：３年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前３年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。

（注）上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

② その他所要の整備を行う。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

改正項目の確認

税理士法人 レディング

１．相続開始前の贈与加算につき、3年から7年へ見直し
（相法19①）

２．相続開始前3年超7年以下の贈与財産につき、100万円控除の新設（相法19①）

３．贈与税額控除の計算方法の改正（相令４①）

４．令和６年１月１日以後の贈与について適用
（改正法附則19①）

５．加算対象者は改正なし
（相続又は遺贈により財産を取得した者）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

相続税法19条（新旧対照表）



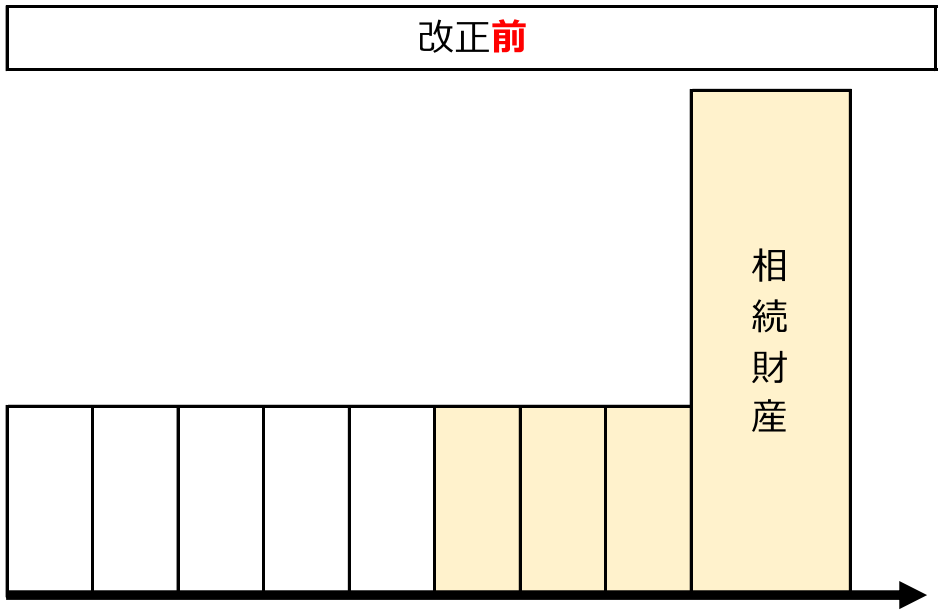
（相続税法の一部改正）

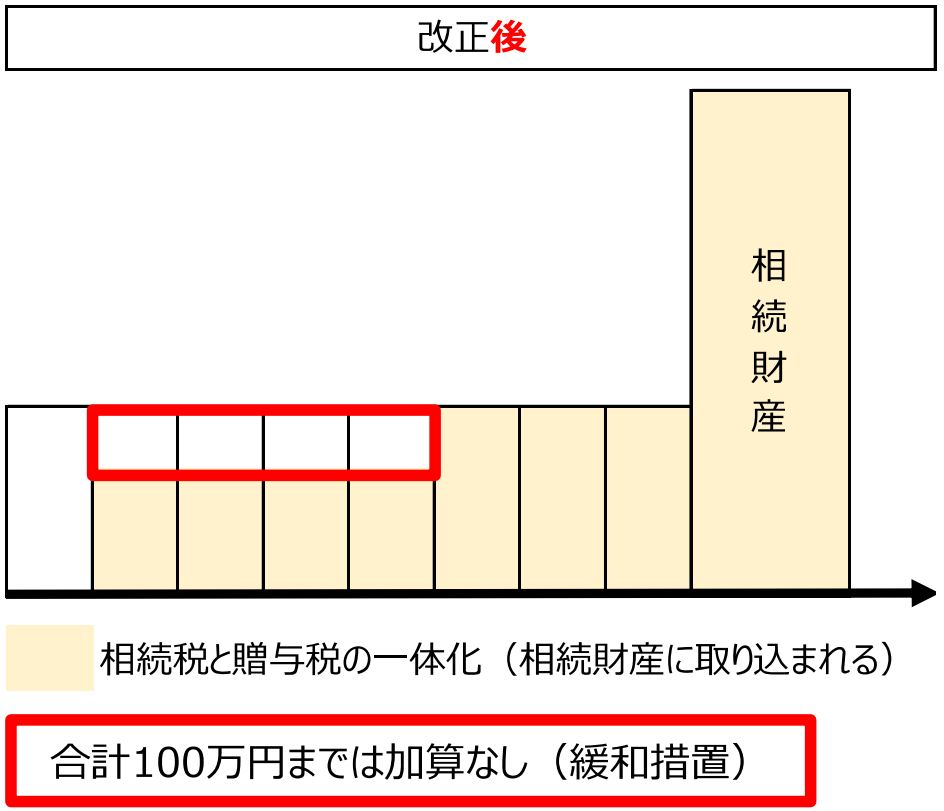
第四条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

（相続開始前七年以内に贈与があった場合の相続税額） 第十九条　相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前七年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産（第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三及び第二十一条の四の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（「特定贈与財産」という。）に係る。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。）（以下この項において「加算対象贈与財産」という。）の価額（加算対象贈与財産のうち当該相続の開始前三年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額の合計額から百万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第十五条から前条までの規定を適用して算出した金額（「加算対象贈与財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）をもつて、その納付すべき相続税額とする。 2　前項に規定する特定贈与財産とは、第二十一条の六第一項に規定する贈与税の配偶者控除の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）、同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分	（相続開始前三年以内に贈与があった場合の相続税額） 第十九条　相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前三年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産（第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三及び第二十一条の四の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（「特定贈与財産」という。）に係る。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第十五条から前条までの規定を適用して算出した金額（当該贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）をもつて、その納付すべき相続税額とする。 2　同　上
一　当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき　同項の規定により控除された金額に相当する部分 二　当該贈与が当該相続の開始の年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）、同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分	一　当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき　同項の規定により控除された金額に相当する部分 二　当該贈与が当該相続の開始の年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）、同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度における生前贈与の加算期間の見直し





相続税法19条1項（旧）
加算される者：
相続又は遺贈により財産を取得した者

相続税法19条1項（新）
加算される者：
相続又は遺贈により財産を取得した者
→　改正なし

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度の生前贈与の加算期間の見直し

税理士法人 レディング

■適用開始時期　と　経過的な影響期間

大綱（２）①：令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

↓　つまり・・・

令和5年12月31日までの贈与により取得した財産については、相続開始前3年内加算のままとなる。

↓　影響を受けるのは・・・

令和6年1月1日以後に贈与した場合で、3年を超えて相続開始（**令和9年1月1日以降に相続発生**）した場合となる。換言すると、完全に7年全てが加算されるようになるのは令和13年1月1日以降に開始した相続といえる。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度における生前贈与の加算期間の見直し

税理士法人 レディング

■適用開始時期 と 経過的な影響期間（令和12年12月31日まで）

前提：相続又は遺贈（相続時精算課税制度を選択した場合の贈与を含む。以下１．２において同様）により
財産を取得した者

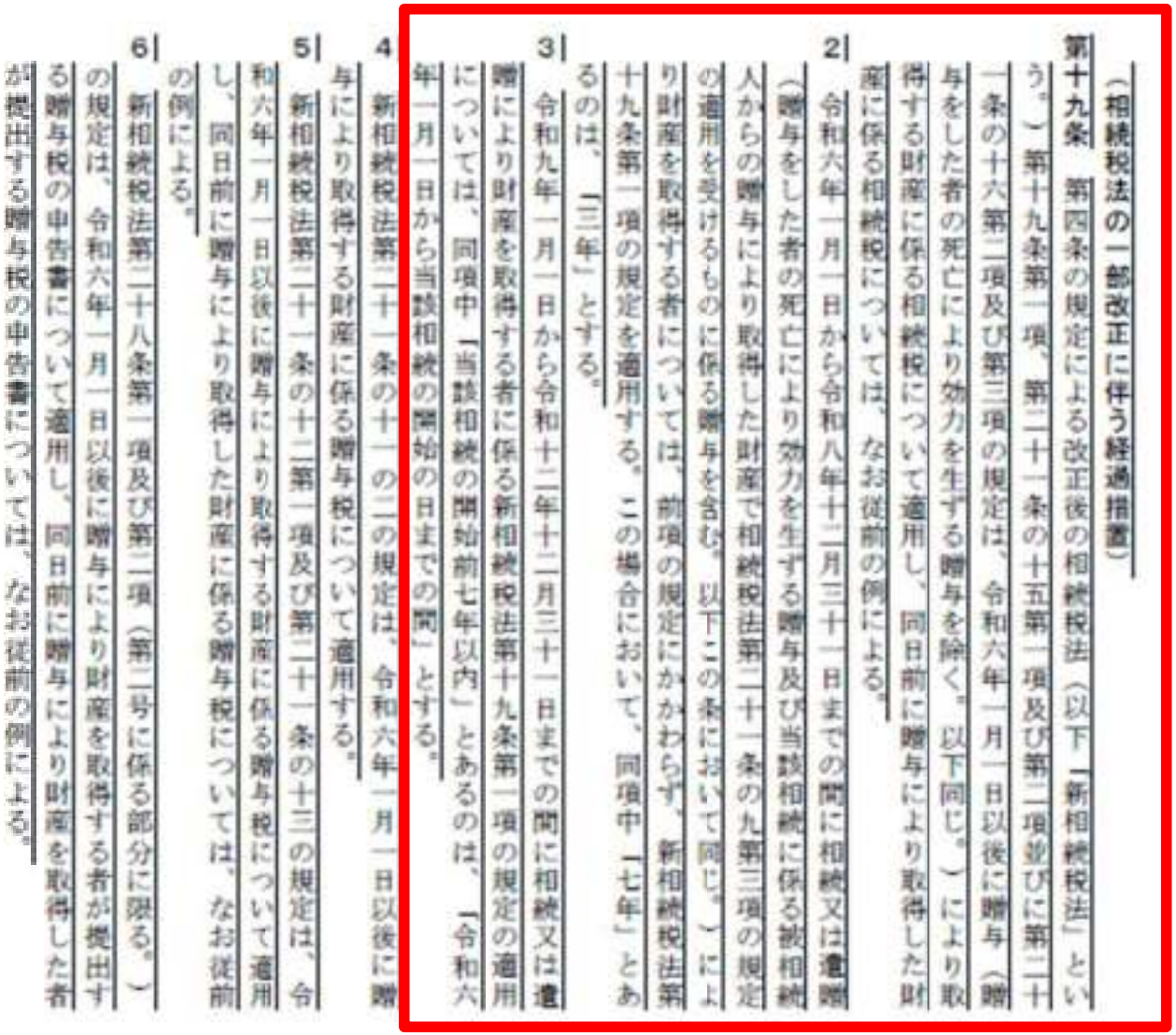
適用：令和6年1月1日以後に贈与に取得する財産に係る相続税
原則：**当該相続開始の開始前7年以内** に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合

１．令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得
→ 加算期間は「**当該相続の開始前3年以内**」となる
（改正法附則19②）

２．令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得
→ 加算期間は「**令和6年1月1日から当該相続の開始の日までの間**」となる
（改正法附則19③）

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

条文確認：改正法附則19



（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第四条の規定による改正後の相続税法（以下「新相続税法」という。）第十九条第一項、第二十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第二項及び第三項の規定は、令和六年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与及び当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。）により財産を取得する者については、前項の規定にかかわらず、新相続税法第十九条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「七年」とあるのは、「三年」とする。

3　令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る新相続税法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「当該相続の開始前七年以内」とあるのは、「令和六年一月一日から当該相続の開始の日までの間」とする。

4　新相続税法第二十一条の十一の二の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

5　新相続税法第二十一条の十二第一項及び第二十一条の十三の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

6　新相続税法第二十八条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により財産を取得する者が提出する贈与税の申告書について適用し、同日前に贈与により財産を取得した者が提出する贈与税の申告書については、なお従前の例による。

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度における生前贈与の加算期間の見直し

税理士法人 レディング

■適用開始時期　と　経過的な影響期間（令和12年12月31日まで）

１．令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得
→　加算期間は「**当該相続の開始前3年以内**」となる
（改正法附則19②）

		贈与日	贈与額	
	3	R4.1.10	1,100,000	
	2	R5.1.10	1,100,000	
	1	R6.1.10	1,100,000	
相続発生		R6.11.18		3,300,000
			3年超贈与（特別控除）	0

		贈与日	贈与額	
		R4.1.10	1,100,000	
	3	R5.1.10	1,100,000	
	2	R6.1.10	1,100,000	
	1	R7.1.10	1,100,000	
相続発生		R7.11.18		3,300,000
			3年超贈与（特別控除）	0

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

暦年課税制度における生前贈与の加算期間の見直し

税理士法人 レディング

■適用開始時期　と　経過的な影響期間（令和12年12月31日まで）

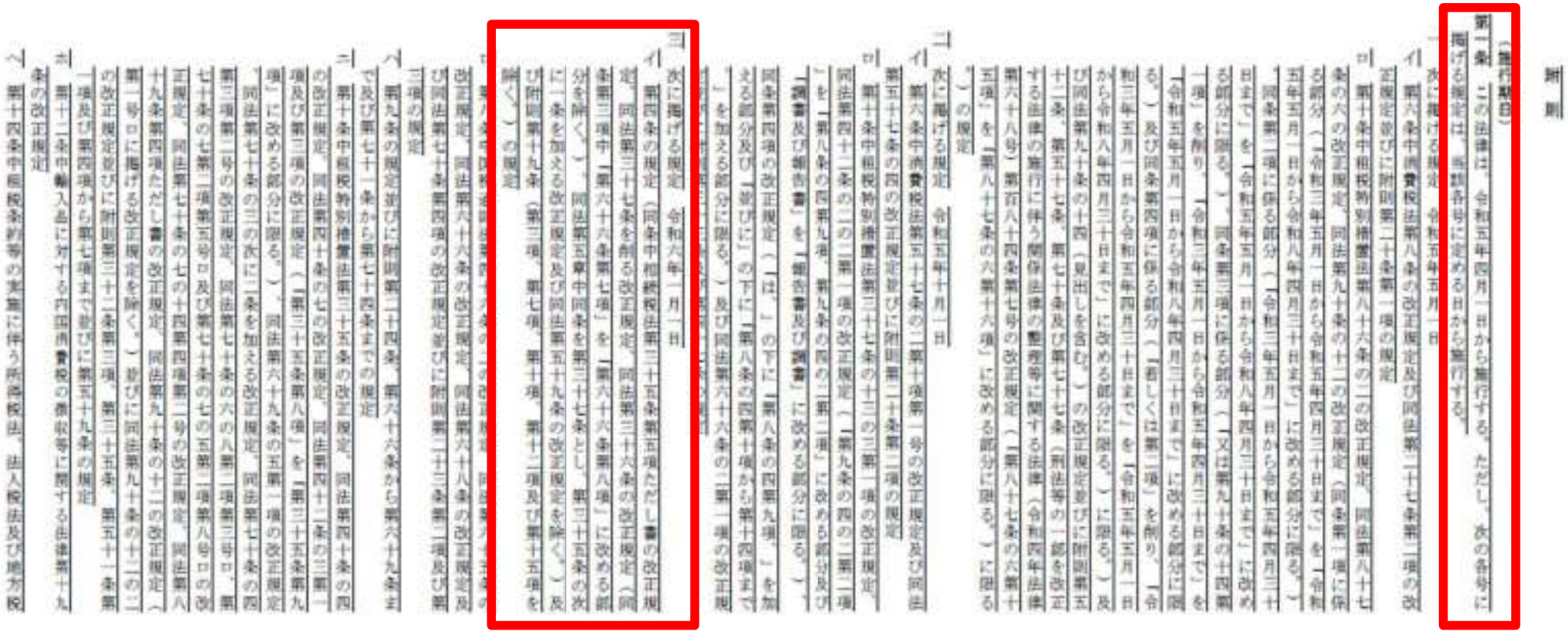
２．令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得
→　加算期間は「**令和6年1月1日から当該相続の開始の日までの間**」となる
（改正法附則19③）

		贈与日	贈与額	
		R4.1.10	1,100,000	
		R5.1.10	1,100,000	
	4	R6.1.10	1,100,000	
	3	R7.1.10	1,100,000	
	2	R8.1.10	1,100,000	
	1	R9.1.10	1,100,000	
相続発生		R9.11.18		4,400,000
		3年超贈与（特別控除）		▲1,000,000
				3,400,000

		贈与日	贈与額	
		R4.1.10	1,100,000	
		R5.1.10	1,100,000	
	7	R6.1.10	1,100,000	
	6	R7.1.10	1,100,000	
	5	R8.1.10	1,100,000	
	4	R9.1.10	1,100,000	
	3	R10.1.10	1,100,000	
	2	R11.1.10	1,100,000	
	1	R12.1.10	1,100,000	
相続発生		R12.11.18		7,700,000
		3年超贈与（特別控除）		▲1,000,000
				6,700,000

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる

施行日（改正法附則1）



附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和五年五月一日

イ　第六条中消費税法第八条の改正規定及び同法第二十七条第二項の改正規定並びに附則第二十条第一項の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の六の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（同条第一項に係る部分（「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）、同条第二項に係る部分（「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）、同条第三項に係る部分（「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）及び同条第四項に係る部分（「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五十二条、第五十七条及び第七十七条（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第百八十四条第七号の改正規定（「第八十七条の六第十五項」を「第八十七条の六第十六項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

二　次に掲げる規定　令和五年十月一日

イ　第六条中消費税法第五十七条の二第十項第一号の改正規定及び同法第五十七条の四の改正規定並びに附則第二十条第二項の規定

ロ　第十条中租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項の改正規定（「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項、第九条の四の二第二項」に改める部分及び「調書及び報告書」を「報告書及び調書」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「は、」の下に「第八条の四第九項、」を加える部分及び「並びに」の下に「第八条の四第十項から第十四項まで」を加える部分に限る。）及び同法第六十六条の二第一項の改正規定

ハ　第八条中国税通則法第二十四条、第六十五条の二の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定及び同法第七十四条第四項の改正規定並びに附則第二十三条第二項及び第三項の規定

ハ　第九条の規定並びに附則第二十四条、第六十六条から第六十九条まで及び第七十一条から第七十四条までの規定

ニ　第十条中租税特別措置法第三十五条の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十二条の七の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項及び第二項の改正規定（「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に改める部分に限る。）、同法第六十九条の五第一項の改正規定（同法第七十条の三の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の四第三項第二号の改正規定、同法第七十条の六の八第二項第三号ロ、第七十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第一項第八号ロの改正規定、同法第七十条の七の十四第四項第二号の改正規定、同法第八十九条第四項ただし書の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（第一号ロに掲げる改正規定を除く。）並びに同法第九十条の十二の二の改正規定並びに附則第三十二条第三項、第三十五条、第五十一条第一項及び第四項から第七項まで並びに第五十九条の規定

ホ　第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条の改正規定

ヘ　第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

Leding all right reserved
無断転載を禁ずる